（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
5　申請者の欠格条項の⑴欄から⑷欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、⑴欄にあつてはその理由及び年月日を、⑵欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、⑶欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、⑷欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第八十六を次のように改める。

様式第八十六（第百五十三条関係）

卸売販売業許可申請書

営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の構造設備の概要			
医薬品の保管設備の面積			
医薬品の取扱品目			
営業所管理者		氏名	
		住所	
		資格	
兼営事業の種類			
相談時及び緊急時の連絡先			
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	⑴	法第75条第１項の規定により許可を取り消されたこと	
	⑵	禁錮以上の刑に処せられたこと	
	⑶	薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと	
	⑷	後見開始の審判を受けていること	
備考			

上記により、卸売販売業の許可を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　　㊞

都道府県知事　　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　医薬品の取扱品目欄には、全般的に取り扱う場合は推定による販売品目数を、特定品目群のみを取り扱う場合はその特定品目群の名称及び推定による販売品目数を記載すること。
5　営業所管理者の資格欄には、薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを記載すること。
6　兼営事業の種類欄には、当該営業所において他の業務を併せ行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
7　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
8　申請者の欠格条項の⑴欄から⑷欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、⑴欄にあつてはその理由及び年月日を、⑵欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、⑶欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、⑷欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第八十六の三中「第36条の４第２項」を「第36条の８第２項」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十四、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
一　許可の区分の別
二　薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項
三　薬局の管理者又は店舗管理者の氏名
四　当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務
五　取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
六　当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
七　営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
八　相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第二　要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
二　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
三　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
四　要指導医薬品の陳列に関する解説
五　指定第二類医薬品の陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合にあつては、当該広告における表示。七において同じ。）等に関する解説
六　指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨